

## 平成26年第4回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 11月28日～12月16日：19日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
11月28日	金	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第3号 3. 承認第10号～第11号 4. 議案第42号～第56号 5. 請願第2号 「 議案上程 ・ 提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
11月29日	土	休 会		
11月30日	日	休 会		
12月 1日	月	休 会		
12月 2日	火	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 議案第42号～第56号 3. 請願第2号 [質疑・委員会付託]
12月 3日	水	休 会		
12月 4日	木	休 会	委員会	
12月 5日	金	休 会	委員会	
12月 6日	土	休 会		
12月 7日	日	休 会		
12月 8日	月	休 会	委員会	
12月 9日	火	休 会	委員会	
12月10日	水	休 会	委員会	
12月11日	木	休 会	委員会	
12月12日	金	休 会	委員会	
12月13日	土	休 会		
12月14日	日	休 会		
12月15日	月	休 会		
12月16日	火	開 議 午前10時		1. 議案第42号～第56号 2. 請願第2号 3. 意見書案第20号～第25号 4. 追加議案 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」



## 諸 般 の 報 告

第 4 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、9月19日、26日、10月6日、17日、27日、11月11日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成25年度4月分～5月分  
平成26年度4月分～8月分
- (2) 水道事業会計 平成26年度4月分～8月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、10月6日、27日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 生涯学習課 平成25年度  
平成26年度(平成26年4月～6月)
- (2) 課 税 課 平成25年度  
平成26年度(平成26年4月～7月)
- (3) 収 納 課 平成25年度  
平成26年度(平成26年4月～7月)

(意見書の提出)

平成26年9月25日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) 集団的自衛権の行使に反対する意見書
- (2) すべてのアスベスト被害者の早期救済・解決を図ること等を求める意見書
- (3) ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- (4) 教育無償化をすすめる奨学金制度の充実を求める意見書
- (5) 手話言語法制定を求める意見書



議事日程 (第1号)

平成26年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第3号 中間市等公平委員会の委員の選任について  
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定め、和解することについて)  
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第11号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(平成26年度中間市一般会計補正予算(第3号))  
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第47号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第42号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 第43号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 8 第44号議案 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 第45号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(日程第6～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第46号議案 中間市政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第48号議案 中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第49号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第50号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第56号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(日程第10～日程第14 提案理由説明)

- 日程第15 第51号議案 中間市土地開発基金条例を廃止する条例  
(日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 第52号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- 日程第17 第53号議案 中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例  
(日程第16～日程第17 提案理由説明)
- 日程第18 第54号議案 権利の放棄について  
(日程第18 提案理由説明)
- 日程第19 第55号議案 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について  
(日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 請願第2号 中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願  
(日程第20 趣旨説明)
- 日程第21 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (19名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	18番 片岡 誠二君
19番 米満 一彦君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君			
世界遺産推進室長	………				安永日出男君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
土木管理課長	………	藤田 晃君	生涯学習課長	………	木森 光彦君
下水道課長	………	濱田 孝弘君	環境保全課長	………	安徳 保君
選挙管理委員会事務局長	………				奥野 悦朗君
監査委員事務局長	………				岩崎 孝幸君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	岡 和訓君
書記	船元 幸徳君	書記	熊谷 浩二君

---

午前9時57分開会

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。これより平成26年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月16日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は19日間と決しました。

---

### 日程第2. 同意案第3号

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第2、同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。本市の公平委員であります竹内稔氏の任期が平成27年1月18日で満了となりますことから、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政にすぐれた識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めらるものでございます。ご同意のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより同意案第3号中間市等公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(堀田 英雄君)

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(堀田 英雄君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(堀田 英雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....  
2番 植本 種實議員

3番 田口 善大議員

4番	小林 信一議員	5番	宮下 寛議員
6番	青木 孝子議員	7番	田口 澄雄議員
8番	掛田るみ子議員	9番	草場 満彦議員
10番	中尾 淳子議員	11番	山本 慎悟議員
12番	佐々木晴一議員	13番	安田 明美議員
14番	中野 勝寛議員	15番	原田 隆博議員
16番	下川 俊秀議員	17番	井上 太一議員
18番	片岡 誠二議員	19番	米満 一彦議員

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀田 英雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中尾淳子さん及び山本慎悟君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成17票、反対1票。賛成多数であります。よって同意案第3号については、同意することに決しました。

日程第3. 承認第10号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第3、承認第10号の専決処分を議題とし、提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第10号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

本年9月22日午前8時20分ごろ、東中間3丁目にあります市有宮林墓地において、のり面から落石がありました。この落石により、当該のり面の真下にございます家屋の外壁、ガス管及びガスメーターに破損が生じました。この事故に係る賠償につきましては、

本市が加入しております損害保険会社において、損害賠償の額が17万487円と算定されましたことから、相手方と本年11月13日付で損害賠償の額を17万487円とし、和解することを専決処分といたしました。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。ご審議の上、ご承認賜われますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第10号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより承認第10号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、承認第10号は承認することに決しました。

---

#### 日程第4. 承認第11号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第4、承認第11号の専決処分を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第11号平成26年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

平成26年11月21日に衆議院が解散したことに伴い、衆議院議員総選挙を行うこととなっております。総選挙は12月2日に公示、12月14日に投開票とされるため、選挙の実施に要する費用に係る予算に関して、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、11月21日付で専決処分したものでございます。

具体的な補正予算の内容でございますが、歳出の主なものといたしまして、投開票における管理者、立会人等の報酬に90万円、投開票に従事する職員の時間外勤務手当に430万円、臨時職員賃金に340万円、投票入場券郵送料等の通信運搬費に210万円、投票用紙計数機の備品購入費に60万円を追加をし、総額1,410万円の予算措置を行っております。これらの歳出の財源として充当いたします歳入予算につきましては、全額国からの衆議院議員総選挙委託金となっております、本市の財政負担は要しないものとなっております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,410万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ177億1,690万円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜われますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第11号は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより承認第11号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、承認第11号は承認することに決しました。

## 日程第5. 第47号議案

### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第5、第47号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

### ○市長（松下 俊男君）

第47号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告等に基づき、一般職職員の給与の改定を行うものでございます。改正の主な内容につきましては、官民の給与格差を是正するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給料表の水準を平均0.3%引き上げるとともに、交通用具使用者に係る通勤手当におきまして、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

また、期末勤勉手当におきましては、民間の支給割合に見合うように、0.15月分引き上げ、勤勉手当に配分することといたしております。

また、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」という職務給の原則をより明確にするため、等級別基準職務表の改定をあわせて行っております。

なお、条例の施行日は公布の日とし、勤勉手当の改正を除く給料表及び通勤手当の改正規定につきましては、平成26年4月1日から遡及して適用することといたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

### ○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第47号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第47号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（堀田 英雄君）

全員起立であります。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6. 第42号議案

日程第7. 第43号議案

日程第8. 第44号議案

日程第9. 第45号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第6、第42号議案から、日程第9、第45号議案までの平成26年度各会計補正予算4件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第42号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

まず、職員人件費につきましては、人事異動及び年齢構成の低下による減額により、一般職の総額を470万円減額をいたしております。人件費を除く主なものといたしましては、総務費におきまして、地域における少子高齢化の抑制及び人口の増加を目的とした事業に係る費用を2件計上いたしております。

1つ目は、結婚応援プロジェクトといたしまして、結婚予備校開校や結婚応援団推進といった取り組みを通じ、出会いの場をつくる地域少子化対策強化事業であり、この委託料といたしまして560万円を追加いたしております。財源につきましては、全額県補助金を活用いたしておりますので、本市の財政負担はございません。

2つ目は、イルミネーションの最終日に行うイベント事業であります。今月15日に、やすらぎ通りにおいて点灯式を行ったイルミネーションは、来年2月14日まで点灯する予定といたしておりますが、本市の魅力を市外の方に知ってもらうため、バレンタインデーとなる最終日に、主に市外に在住するカップルを対象としたイベントを計画いたしております。このイベントの委託料といたしまして160万円を追加いたしております。こうした事業を通じて、中間市の魅力を積極的に発信をし、参加された皆様が中間市に定住していただけるよう、成長戦略を展開することといたしております。

次に、民生費におきましては、生活保護費の受給者数の低下及び医療扶助費の大幅な減額によりまして、1億6,700万円を減額いたしております。

土木費におきましては、観光等で中間市を訪れる方々の利便性向上を図るため、北九州

市及び鞍手町との行政境に中間市へのウエルカム看板を設置する経費といたしまして、国の補助金を活用し、今回の補正予算として50万円、平成27年度の債務負担行為といたしまして1,050万円を追加いたしております。

消防費におきましては、災害時の避難所に備える資機材購入費といたしまして80万円を追加し、災害に強いまちづくりをさらに推進することといたしております。

教育費におきましては、平成27年度の小学校教科書改訂に伴いまして、教師用指導書購入費用といたしまして970万円を追加し、学習環境のさらなる充実を図ることといたしております。

また、特別会計の繰出金につきましては、国民健康保険事業におきましては、人件費増額等に対しまして10万円、介護保険事業におきましては、システム改修費等といたしまして730万円それぞれ追加し、公共下水道事業におきましては、受益者負担金の増額に伴い1,120万円減額することといたしております。

こうした経費の財源となります歳入につきましては、景気回復が波及せず、財政基盤も脆弱な市町村の行う地域活性化事業に対して、国から交付されますがんばる地域交付金を1,990万円、地域少子化対策強化事業県交付金を560万円追加するとともに、生活保護費の減額に伴いまして、生活保護費国庫負担金を1億2,600万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ680万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ177億1,010万円とするものでございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第43号議案平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、国の特別調整交付金のうち、結核性疾病、精神病に係る交付金の申請のための、交付申請支援サービス委託料といたしまして210万円、一般被保険者療養費といたしまして1,780万円、介護納付金といたしまして490万円、平成25年度補助金確定に伴う償還金利子及び割引料といたしまして4,490万円追加をし、また、支出額確定に伴い老人保健拠出金を300万円、後期高齢者支援金等を590万円減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、国庫負担金を440万円、国庫補助金を3,860万円、歳入欠かん補填収入を1,730万円追加いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ6,154万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7,123万円とするものでございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第44号議案平成26年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、職員の異動に伴う職位の変動により、職員人件費を120万円追加し、また、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことによりまして、受益者負担金報償金470万円を追加するものでございます。

次に、歳入におきまして、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことによりまして、受益者負担金を1,720万円追加し、また、一般会計繰入金を1,120万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ599万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,786万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第45号議案平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきまして、保険事業勘定の歳出といたしまして、人事異動等に伴い、人件費を220万円、介護保険報酬の改定に伴うシステム改修費を640万円、介護保険申請件数の増加による認定審査委員報酬を60万円、過年度所得更正増加により介護保険料還付金を50万円追加いたしております。

また、介護サービス事業勘定の歳出といたしまして、新予防給付ケアプラン作成件数が当初の見込みより増加したことに伴う委託料の増加により、居宅支援事業費を370万円追加いたしております。

次に、歳入につきまして、保険事業勘定の歳入といたしまして、介護保険料60万円、国庫補助金170万円、県補助金10万円、支払基金交付金4万円、一般会計繰入金を730万円追加いたしております。また、サービス事業勘定の歳入といたしまして、居宅支援サービス計画費を370万円追加いたしております。

以上により、保険事業勘定につきましては歳入歳出それぞれ986万円を、介護サービス事業勘定につきましては歳入歳出それぞれ374万円を追加し、予算の総額を46億7,627万円とするものでございます。

どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算4件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第10. 第46号議案

日程第11. 第48号議案

日程第12. 第49号議案

日程第13. 第50号議案

#### 日程第14. 第56号議案

##### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第10、第46号議案から、日程第14、第56号議案までの条例改正5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

##### ○市長（松下 俊男君）

第46号議案中間市政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

条例の主な改正の内容といたしましては、本市政治倫理審査会の審査意見に基づきまして、資産等に係る報告書等の提出者の対象を議員の皆様にもまで拡大するものでございます。

また、本条例の目的であります市政に対する市民の信頼に応えるため、本市との請負契約及び委託契約並びに物品納入契約につきまして、現行におきましては、それらの契約を辞退することは努力義務となっておりますが、これを義務化するものでございます。

また、条例における用字用語の見直しにつきましても、あわせて行っております。なお、条例の施行日につきましては平成27年4月1日といたしております。

どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第48号議案中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正の内容といたしましては、近年の医療の高度化により、国民健康保険被保険者が高度な診療を受けることが可能となり、同時にその一部負担金も増加しているところであります。このため、入院や外来を問わず、限度額適用認定証を医療機関に提示することで、支払額が自己負担限度額までとなり、被保険者の負担軽減が図られているところでありますが、国民健康保険税を滞納されている方につきましては、この認定証の交付を受けることができないため、その対策といたしまして、高額療養費貸付制度を活用していただいているところであります。しかしながら、現在の貸付限度額では対応できないケースがあり、被保険者が不利益をこうむっておりますことから、1件当たりの貸付限度額を100万円から200万円に引き上げるものでございます。

また、限度額適用認定証の運用により、高額療養費支払資金貸付基金の利用者及び貸付額が減少しており、基金を運用するに当たりまして、不用額が発生しておりますことから、基金総額を1,000万円から500万円に引き下げるものでございます。

また、同条例中の用字用語の見直しもあわせて行っております。

平成26年度は基金総額1,000万円のうち500万円を福岡県国民健康保険団体連合会から借り入れをいたしております。その返済期限は、平成27年3月31日と定められており、平成27年度の借入時期につきましては、平成27年4月1日でありますことから、施行日につきましては、平成27年4月1日といたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第49号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本市の特別会計国民健康保険事業につきましては、平成10年度に赤字を計上いたして以来、昨年度までの間、単年度黒字決算となりましたのは3年だけでございます。平成21年度から平成25年度までの単年度収支を平均いたしますと約9,900万円の赤字となっており、平成25年度単年度決算では、1億4,170万円もの赤字を計上いたしております。また、累積赤字につきましては12億5,080万円という状況でございます。この赤字の主な原因といたしましては、国民健康保険税のうち後期高齢者支援分及び介護納付分の税収が不足していることが挙げられます。

これらのことから、後期高齢者支援分及び介護納付分に係る国民健康保険税の改定を行うことといたしました。

上程に先立ちまして、お諮りいたしました本市の国民健康保険運営協議会からは、低所得及び中間所得層を考慮した国民健康保険税の改定を行い、なお、歳入が不足する分については、一般会計からの法定外繰入を行うよう強く要請するという答申がございました。

条例の主な改定の内容といたしましては、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を2.3%から3%に、均等割額を6,000円から8,400円に、平等割額を4,000円から6,000円に、また介護納付金課税額の所得割額の税率を1.09%から1.50%に、平等割額を8,000円から5,000円に改定し、また介護納付金課税額の平等割額3,000円を新設するものでございます。

今回の改定により、平成27年度におきましては、約7,000万円の歳入増額が見込まれますことから、単年度赤字の削減を行い、国民健康保険事業の適正化を図るものとなっております。

また、条例における用字用語の見直し等もあわせて行っております。なお、条例の施行日につきましては、平成27年4月1日といたしております。また、附則の項の繰り上げに関する部分につきましては、平成29年1月1日といたしております。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第50号議案中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

条例の主な改正の内容といたしましては、来年度の遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録を控えた中で、観光客の対応及びポンプ室の保全を目的といたしまして、中間市地域交流センターに世界遺産推進室の機能を移し、観光の拠点としてのインフォメーションセンターの機能を追加するものでございます。

また、開館時間を午前9時から午後6時までに、休館日を毎週火曜日に変更するものでございます。このことによりまして、地域交流センター、歴史民俗資料館及び西部出張所

の開館時間及び休館日を統一し、西部出張所におきまして、時間外や休日における住民票の発行業務等を可能とし、市民サービスの向上を図るものでございます。なお、条例の施行日につきましては、平成27年4月1日といたしております。

どうぞご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第56号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正の内容といたしましては、健康保険法施行令におきまして、産科医療補償制度の掛金は保険者が定める額と規定されておりますが、本年7月に厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の中で掛金の見直しが行われ、掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられました。この影響による出産育児一時金の減額を避けるため、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金が39万円から40万4,000円に引き上げられましたことから、条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

また、条例における用字用語の見直しもあわせて行っております。なお、条例の施行日につきましては、健康保険法施行令の施行日に合わせまして、平成27年1月1日といたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正5件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第15. 第51号議案

#### ○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第15、第51号議案中間市土地開発基金条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第51号議案中間市土地開発基金条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に平成4年に設置され、当基金の現在高は3,900万円となっております。

近年は、公共事業の減少や地価の下落といった社会情勢等により、当基金を活用し、土地の先行取得を行う事業の実施がなく、中間市土地開発公社の負債に係る金利負担の軽減を目的とした無利子の貸付金として活用されております。

今後につきましても、当面は大型土地の先行取得を要する事業の実施予定がないこと、

また9月定例市議会でご承認をいただきましたように、本年度で中間市土地開発公社を解散することを踏まえ、所期の目的を達成したと判断し、当基金を廃止するため、本条例を制定するものでございます。

本条例の施行日につきましては、平成27年3月31日といたしております。本条例が可決されましたら、この財源をより有効に活用するため、全額一般会計へ繰り入れる予定といたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（堀田 英雄君）**

ただいま議題となっております第51号議案に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第16. 第52号議案**

**日程第17. 第53号議案**

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、日程第16、第52号議案及び日程第17、第53号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第52号議案及び第53号議案につきましては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、平成25年度に制定されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」におきまして、介護保険法の一部が改正され、従来厚生労働省令で定められておりました指定介護予防支援事業の人員等に関する基準及び地域包括支援センターに関する基準について、市町村の条例で定めることとされたことに伴うものでございます。

条例の主な内容といたしましては、まず第52号議案中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例につきましては、指定介護予防支援事業者の人員、運営等に関する基準や、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものでございます。

本条例の特色といたしましては、市民の安全、安心を確保するために、指定介護予防支援事業者の資格といたしまして、中間市暴力団排除条例に準じた中間市独自の基準を設けるものでございます。

次に、第53号議案中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例につきましては、介護保険の被保険者が、可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターが包括的支援事業を適切かつ円滑に実施する

ために必要な基準を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、いずれの条例につきましても、平成27年4月1日といたしております。

どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（堀田 英雄君）**

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第18. 第54号議案**

**○議長（堀田 英雄君）**

次に、日程第18、第54号議案権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第54号議案権利の放棄について、提案理由を申し上げます。

中間市土地開発公社の解散につきましては、第三セクター等改革推進債事業を活用しているところでございますが、この事業の要件といたしまして、中間市土地開発公社の借入金の償還に要する経費を設立団体である本市が代位弁済し、中間市土地開発公社は保有をしている土地で、本市に代物弁済を行い、なお差額が残存する場合には、本市が債権の放棄を行う必要がございます。

本市が支払う代位弁済額は3億9,601万7,575円、代位弁済に係る中間市土地開発公社の保有する土地の鑑定額は2億46万8,000円となっており、1億9,554万9,575円の差額が生じております。この差額の主な原因といたしましては、バブル崩壊後の地価の下落が思料されます。国土交通省が示す地価公示標準地の住宅地地価変動率では、本市の地価は平成12年から平成26年までの間で約32%下落いたしております。また、中間市土地開発公社の保有土地につきまして、用地取得価格と現在の鑑定額を比較した場合につきましても、約35%の下落となっております。この地価の下落等に伴い、平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行され、福岡県の指導のもと中間市土地開発公社の将来的な財政負担の明確化と、計画的な削減の取り組みを行ってきた中、平成26年9月25日付で第三セクター等改革推進債事業を活用した中間市土地開発公社の解散について、市議会の議決をいただいたところでございます。

現在、中間市土地開発公社の解散のため、第三セクター等改革推進債事業を活用し事業を推進しているところでございますが、代位弁済額と代物弁済額の差額、1億9,554万9,575円につきまして、債権を放棄する必要がございますことから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄について議決を求めるものでございます。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第54号議案に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第19. 第55号議案**

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、第55号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第55号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について提案理由を申し上げます。

中間市土地開発公社の解散につきましては、9月定例会市議会におきまして、財政負担を最小限に抑えるため第三セクター等改革推進債を活用し、今年度中に実施することとしてご承認をいただいております。この第三セクター等改革推進債の起債につきまして、福岡県知事に許可を申請する必要があるため、地方財政法第33条の5の7第3項の規定によりまして、議決を求めるものでございます。

起債の目的といたしましては、中間市土地開発公社の解散に伴い、必要となる債務保証に要する経費に充てるもので、借入限度額は3億9,600万円といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第55号議案に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第20. 請願第2号**

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第20、請願第2号中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願についての趣旨説明を行います。

9月11日の第2回中間市国民健康保険運営協議会に対し、総額約1億円にも上る値上げ案が諮問をされました。国保運営協議会では、審議の結果、総額約7,000万円の引き上げの答申がなされ、それに基づいた条例の改正案が本議会に提出されています。

引き上げの理由としては、平成29年度からの国保の広域化とそれに伴う条件整備のために、これ以上の累積赤字は抑制しなくてはならないというのが、諮問で述べられた値上げの主たる理由であります。

確かに、中間市の国保会計の累積赤字は、昨年度末の決算で12億5,000万円と、国内でも希少な決算額であります。

しかし、問題は、この赤字の解消を、果たして被保険者の負担の増で解決することがどうなのかということです。日本全体の国保の収支について、この間の実績を大ざっぱに言いますと、3,000億円の赤字に対し、3,900億円の法定外繰り入れで説明ができます。

つまり、発生した赤字を日本全体では法定外繰り入れで補填して何とか黒字化し、やりくりをしているということです。これを中間市に当てはめると、国内人口1億3,000万人に対し、中間市の4万4,000人の人口は約3,000分の1ということから、中間市の約1億円の赤字は、当然、出るべくして出た赤字ということになります。

では、何が足りないか。それは、他の市町村で実施されている法定外繰り入れの額にあります。近年では、平成22年度に3,000万円、1人当たり約2,000円の繰り入れを1回しただけです。ほとんどしていないというのが実績です。近隣の実績に比べても余りにも異常であります。赤字の解消をいうのなら、まずこのことから見直すべきではないでしょうか。

今、消費税率の引き上げの結果、日本の経済状況は2期連続で後退しています。政府はその余りの厳しさに、来年10月からの10%への消費税の税率引き上げを期限つきではありませんが、延期しました。そのことの及ぼす経済的影響を考慮してのことだと思います。

ところが、中間市ではそのようなことには無頓着に今回の引き上げの動きであります。このような経済状況下での中間市での国保税の引き上げは、地域経済に多大な悪影響をもたらし、結果的には他の税収の低下を呼び込み、国保税の引き上げまでも無意味なものとするような結果を引き起こすのではないのでしょうか。

まず、今回の値上げを取りやめること。そして、他の市町村でやっているような赤字相当額の法定外繰り入れを実施するよう求めるものです。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております請願第2号に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## 日程第21. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において植本種實君及び米満一彦君を指名いたします。

---

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           堀 田 英 雄

議 員           植 本 種 實

議 員           米 満 一 彦